佐賀大学総合分析実験センター評価委員会規程

（平成１８年５月２６日制定）

（設置）

第１条　佐賀大学総合分析実験センター（以下「センター」という。）に，佐賀大学総合分析実験センター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は，センターの自己点検・評価及び外部評価（以下「センター評価」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議し，及び処理する。

(1) センター評価の具体的な項目等の策定に関すること。

(2) センター評価の実施に関すること。

(3) センター評価の結果の活用に関すること。

(4) センター評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

(5) 国立大学法人評価委員会の評価に関すること。

(6) 独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価に関すること。

(7) 認証評価機関の評価に関すること。

(8) その他センター評価に関すること。

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 各部門委員会委員長

（委員長）

第４条　委員会に，委員長を置き，センター長をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代行する。

（議事）

第５条　委員会は，原則として委員全員の出席がなければ，議事を開き，議決をすることができない。

２　議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（作業部会）

第７条　委員会に，センター評価に係る作業を処理するため，作業部会を置くことができ

る。

２　作業部会に関し，必要な事項は，委員会が別に定める。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか，センター評価に関し，必要な事項は，運営委員会の議を経て，センター長が別に定める。

附　則

この規程は，平成１８年５月２６日から施行する。